

第5部 環境行政の推進体制

第1章 県の環境行政組織

県の環境行政組織は、環境生活部の6課3室、保健福祉事務所（保健所）及び各地方振興事務所等で構成されています。



▲図5-1-1 環境行政組織図(環境生活部) ※令和2年3月31日現在

▼表5-1-1 県の保健福祉事務所(保健所)の所在地及び所管区域

| 機関名 | 所在地 | 所管区域 | 環境行政関係部署 | 業務内容 |
|------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|-----------------|---|
| 仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) | 柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎) | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 | 環境衛生部 環境廃棄物班 | 環境公害、廃棄物、自動車リサイクル、フロン類、環境教育リーダー制度、PRTR制度等に関すること |
| 仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) | 塩竈市北浜四丁目8-15 | 塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村 | | |
| 仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所) | 岩沼市中央三丁目1-18 | 名取市、岩沼市、亘理町、山元町 | | |
| 北部保健福祉事務所 (大崎保健所) | 大崎市古川旭四丁目1-1 (宮城県大崎合同庁舎) | 大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 | | |
| 東部保健福祉事務所 (石巻保健所) | 石巻市あゆみ野五丁目7 (宮城県石巻合同庁舎) | 石巻市、登米市、東松島市、女川町 | | |
| 気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) | 気仙沼市東新城三丁目3-3 | 気仙沼市、南三陸町 | | |

▼表5-1-2 県の地方振興事務所の所在地及び所管区域

| 機関名 | 所在地 | 所管区域 | 環境行政関係部署 | 業務内容 |
|----------------------|---------------------------------|---|----------|--|
| 大河原地方振興事務所 | 柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎) | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 | 林業振興部 | 林業振興対策、林業技術の改良普及、森林計画、県有林、森林保護、林業金融等 林地開発、保安林、自然公園、鳥獣保護、狩猟登録、緑化等 治山、林道、ふるさと緑の道 |
| 仙台地方振興事務所 | 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎) | 塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村 | | |
| 北部地方振興事務所 | 大崎市古川旭四丁目1-1 (宮城県大崎合同庁舎) | 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 | | |
| 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 | 栗原市築館藤木5-1 (宮城県栗原合同庁舎) | 栗原市 | | |
| 東部地方振興事務所 登米地域事務所 | 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 (宮城県登米合同庁舎) | 登米市 | | |
| 東部地方振興事務所 | 石巻市東あゆみ野五丁目7 (宮城県石巻合同庁舎) | 石巻市、東松島市、女川町 | | |
| 気仙沼地方振興事務所 | 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎) | 気仙沼市、南三陸町 | | |

第2章 審議会等の状況

(1) 宮城県環境審議会

環境政策課

宮城県環境審議会は、環境基本法第43条及び「環境審議会条例」(平成6年宮城県条例第13号)に基づき、公害対策審議会に替えて平成6年8月に設置され、本県の区域における環境の保全に係る基本的事項を調査審議しています。

令和元年度の委員は、学識経験者21人及び国の行政機関の職員4人の計25人で構成されています。令和元年度は3回開催しました。

また、専門的事項を調査するため、水質専門委員8人、地盤沈下専門委員6人、環境基本計画策定専門委員7人が委嘱されています。

▼表5-2-1 宮城県環境審議会開催状況

| 区分 | 開催年月日 | 審議内容 |
|--------------------|------------|--|
| 環境審議会 | 令和元年 8月 7日 | ・産業廃棄物税の在り方について(諮問) |
| | 令和元年10月23日 | ・産業廃棄物税の在り方について ・環境影響評価条例等の改正について ・村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状について(報告事項) |
| | 令和2年 1月24日 | ・令和2年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について(諮問) ・宮城県水循環保全基本計画(第2期)について(諮問) ・宮城県環境基本計画の進捗状況について(報告事項) ・令和元年台風第19号に係る災害廃棄物等の対応状況について(報告事項) |
| 水質専門委員会議 | 令和2年 2月 6日 | ・令和2年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について ・平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定結果について ・第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に係る調査結果について |
| 環境基本計画 策定専門委員会議 | 令和元年 8月 7日 | ・座長の選出について ・会議の公開について ・県から環境審議会への諮問について ・宮城県環境基本計画見直しに係る基本的事項について ・現行計画の点検評価について ・新たな宮城県環境基本計画策定に向けた見直しの概要について ・県民・事業者意識調査について |
| | 令和元年11月18日 | ・第1回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議等における委員意見と対応について ・環境に関する県民・事業者意識調査結果について ・新たな宮城県環境基本計画(中間案原案)について ・新たな宮城県環境基本計画における管理指標について |
| | 令和2年 2月 3日 | ・前回までの宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議等における委員意見と対応等について ・新たな宮城県環境基本計画(中間案)について ・新たな宮城県環境基本計画における管理指標について |

(2) 宮城県自然環境保全審議会

自然保護課

宮城県自然環境保全審議会は、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）第51条及び「自然環境保全審議会条例」（昭和47年宮城県条例第26号）に基づき、昭和47年10月に設置されました。審議事項は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）及び「温泉法」（昭和23年法律第125号）の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査審議しています。

令和元年度末現在の委員は、学識経験者等23人で構成されています。

また、専門的事項を調査審議するため、専門委員7人が置かれています。

下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されています。自然環境部会は10人、温泉部会は9人で構成されており、会長が審議会委員及び専門委員のうちから部会に属する者を指名しています。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査審議を行っています。

▼表5-2-2 宮城県自然環境保全審議会開催状況

| 会議の種別 | 開催年月日 | 議 題 |
|-----------|------------|----------------------------|
| 自然環境保全審議会 | 令和元年 5月16日 | ・第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更案について |
| 自然環境部会 | 令和元年 5月16日 | ・対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する審議 1件 |
| 温 泉 部 会 | 令和元年 6月11日 | ・掘削に関する審議 4件 |
| | 令和元年10月28日 | ・掘削に関する審議 3件 |
| | 令和2年 2月10日 | ・掘削に関する審議 4件 |

(3) 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会

再生可能エネルギー室

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会は、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条に基づき、平成14年10月1日に設置され、同条例第9条に定める本県に

おける「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」並びにその他重要事項を調査審議しています。令和元年度末現在の委員は、学識経験者7人、団体関係者10人、行政機関の職員2人及び一般公募委員1人の計20人で構成されています。

▼表5-2-3 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会開催状況

| 区 分 | 開催年月日 | 審 議 内 容 |
|------------------------|------------|---|
| 再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会 | 令和元年 8月29日 | ・県内の再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について ・「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」関連施策について |

(4) 宮城県グリーン購入促進委員会

環境政策課

宮城県グリーン購入促進委員会は、グリーン購入促進条例第20条に基づき、平成18年6月12日に設置され、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査審議しています。令和元年度末現在の委員は、学識経験者等7人で構成されています。

(5) 宮城県公害審査会

環境対策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法第13条及び公害紛争処理条例第2条に基づき、昭和46年4月に設置され、公害（典型7公害）に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関です。

令和元年度末現在の委員は、弁護士及び学識経験者等の12人で構成されています。

(6) 宮城県環境影響評価技術審査会

環境対策課

宮城県環境影響評価技術審査会は、「環境影響評価条例」(平成10年宮城県条例第9号)第47条に基づき、平成11年1月に設置され、環境影響評

価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議しています。

令和元年度末現在の委員は、学識経験者14人で構成されています。

▼表5-2-4 環境影響評価技術審査会開催状況

| 区分 | 開催年月日 | 審議内容 |
|-------------|-------------|--|
| 環境影響評価技術審査会 | 平成31年 4月22日 | ・ G-B i o石巻須江発電事業 環境影響評価方法書について(答申) ・ (仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業 環境影響評価準備書について(諮問) |
| | 令和元年 6月 3日 | ・ (仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価準備書について(答申) ・ (仮称)大和風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問) ・ G-B i o石巻須江発電事業 環境影響評価方法書について(答申) |
| | 令和元年 6月17日 | ・ (仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建事業 環境影響評価準備書について(答申) ・ 鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業 環境影響評価準備書について(諮問) |
| | 令和元年 7月22日 | ・ (仮称)大和風力発電事業 計画段階環境配慮書について(答申) ・ (仮称)宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問) ・ (仮称)宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書について(諮問) ・ 報告事項:オニコウベ発電所建設事業 環境影響評価手続の廃止等について |
| | 令和元年 8月19日 | ・ 鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業 環境影響評価準備書について(答申) ・ (仮称)宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書について(答申) |
| | 令和元年10月 9日 | ・ (仮称)大崎鳥屋山風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問・答申) ・ (仮称)丸森風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問・答申) ・ 報告事項:環境影響評価条例等の改正について |
| | 令和元年10月28日 | ・ (仮称)宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書について(答申) ・ 報告事項:環境影響評価条例等の改正について |
| | 令和元年11月25日 | ・ (仮称)大和風力発電事業 環境影響評価方法書について(諮問) |
| | 令和2年 2月 3日 | ・ 会長・副会長の選出について ・ (仮称)大和風力発電事業 環境影響評価方法書について(答申) ・ 報告事項:松島道路4車線化事業 環境影響評価事後調査報告(第2回)について |

第3章 環境行政の推進に係る独自財源

(1) みやぎ環境税

環境政策課

宮城の豊かな環境を守り次の世代へ良好な状態で引き継いでいくために、県では平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、低炭素社会の構築に向けたグリーン経済や省エネ対策の推進に関する取組、森林・生物多様性などの自然環境を守り育てる取組、また、そうした取組を支える人材の育成などの環境問題に対応するための施策を「新みやぎグリーン戦略プラン」(以下「プラン」という。)として取りまとめ、令和元年度は49の事業に取り組みました(市町村向け事業を除く)。

プランでは、事業を「低炭素社会の推進」、「森

林の保全・機能強化」、「生物多様性・自然環境の保全」及び「環境共生型社会構築のための人材の充実」の4つの視点に区分し、事業者用の自然エネルギー設備等の導入への助成、適正な森林管理を進めるための川下対策として県産木材等利用戸建て住宅への補助、鳥獣被害対策専門指導員による有害鳥獣の捕獲に対する支援、小学校への環境教育出前講座などの事業を実施しました。

その結果、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の削減量は、3万8,344tに達しました。これは、平均的な家庭約8,600世帯分の年間二酸化炭素排出量と同じになります。

<視点1>

低炭素社会の推進 6億6,670万円

- スマートエネルギー住宅普及促進事業
家庭用の太陽光発電システム等の導入に対する補助
- 省エネルギー・コスト削減実践支援事業
省エネルギー設備（高効率の空調機、ボイラー、LED照明など）を導入する事業者に対する補助
- みやぎ地球温暖化対策地域推進事業
プロスポーツ団体との連携や県主催による地球温暖化防止普及啓発イベントの実施

<視点2>

森林の保全・機能強化 5億6,381万円

- 温暖化防止間伐推進事業
人工林の間伐や森林作業道の整備に対する補助
- 県産材利用エコ住宅普及促進事業
優良品みやぎ材等県産木材を一定以上使用した戸建て木造住宅の建築主に対し、費用の一部を補助

<視点3>

生物多様性・自然環境の保全 8,236万円

- 野生鳥獣適正保護管理事業
個体数調整を目的とした有害鳥獣捕獲行為の委託及び、捕獲圧向上のためハンター養成講座を開催
- 伊豆沼・内沼よみがえり在来生物プロジェクト事業
ゼニタナゴ・カラスガイなどの在来生物の生息確保対策、オオクチバスなどの外来生物の駆除

<視点4>

環境共生型社会構築のための人材の充実 4,785万円

- 児童生徒のための環境教育推進事業
児童等を対象として、NPO等と協働した環境教育に関する出前講座を実施する等、質の高い環境教育の機会を提供する体制を確保する
- 蔵王野鳥の森自然観察センター施設改修事業
自然環境教育の拠点となる当該施設の展示物を、地域の自然や動植物の関係性に配慮した内容に改修

▲環境税を活用した主な事業の実施状況(金額は税充当額)

(2) 産業廃棄物税

循環型社会推進課

本県の平成30年度の産業廃棄物の排出量は10,962千tであり、県内で排出される廃棄物全体の90%以上を占めていることから、循環型社会の形成を進めていく上で産業廃棄物の3Rを推進することが大変重要になっています。

循環型社会の形成を目指し、「廃棄」から「循環」へと経済的に誘導していくため、平成17年度に施行した産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物の最終処分場への搬入重量に応じた課税を行い、これを財源として、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル促進、適正処理を推進するための各種事業を実施しました。

1 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に関する事業

事業者支援 2億5,223万円

- 環境産業コーディネーター派遣事業
個別企業の廃棄物等の3Rの課題解決
- みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業
3R等を推進するための設備機器を整備する事業を支援

試験研究 4,049万円

- 循環型社会システム構築大学連携事業
地元大学との共同研究などによる、小型家電回収実証試験や地域バイオマスの有効活用法の検討

普及啓発・環境学習 1億7,113万円

- 宮城県グリーン製品調達モデル事業
グリーン製品を指定して工事を施工し、グリーン製品の利用等をPR
- 循環型社会に貢献できる産業人材育成事業
工業高校における解体木造建築物の構造材再利用促進のための基礎的研究

その他 7,175万円

2 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業

1億6,531万円

- 産業廃棄物不法投棄監視強化事業
監視カメラを設置して監視体制を強化するとともに、ヘリコプターによる上空からの監視活動等
- 産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業
産廃Gメンを配置し、監視体制を整備

▲産業廃棄物税を活用した主な事業の実施状況(令和元年度)(金額は税充当額)